

## 登録出願品種審査要領

平成10年12月24日付け10農産第9422号  
農産園芸局長通知  
改正 平成13年1月6日付け12農産第9079号  
平成13年4月1日付け12生産第2795号  
平成17年4月1日付け16生産第8109号  
平成18年8月1日付け18生産第2734号  
平成19年7月4日付け19生産第1796号  
平成20年4月1日付け19生産第9986号  
平成20年8月1日付け20生産第2670号  
平成21年4月1日付け20生産第9855号  
平成23年9月1日付け23生産第4304号  
平成23年11月17日付け23食産第1554号  
平成25年6月10日付け25食産第950号  
平成27年10月1日付け27食産第2271号  
平成28年4月1日付け27食産第5975号  
平成29年4月1日付け28食産第5714号  
令和3年1月5日付け2食産第4954号

### 第1 目的

この要領は、種苗法（平成10年法律第83号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による品種登録出願（以下単に「出願」という。）の審査を行うに当たって準拠すべき方法を定め、審査の公正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

### 第2 出願の受理等

#### 1 受理

- (1) 法第5条第1項の願書が到達したときは、これを受理しなければならない。
- (2) 出願の受理は、願書に出願の番号及び年月日を記載して行う。
- (3) 出願を受理したときは、別記受理票様式により受理した旨を通知する。

#### 2 方式審査、未譲渡性審査及び名称審査

- (1) 出願を受理した場合には、速やかに、出願者が正当であるか否か、権利の承継が適切であるか否か等、法第12条第1項各号の規定に係る方式審査を行う。
- (2) 法第4条第2項に定める未譲渡性の要件を満たしているかについて、別添1の「未譲渡性審査基準」に従い、審査を行う。未譲渡性の要件を満たしていない場合には、法第17条の規定により出願の拒絶の手続を行う。
- (3) 名称審査

- ア 出願を受理した場合又は法第16条第1項の規定により名称の変更が行われた場合には、別添2の「品種名称審査基準」（以下「品種名称審査基準」という。）に従い、速やかに名称審査を実施する。また、当該出願について品種登録を行う場合には、改めて名称審査を実施する。
- イ 出願品種の名称が法第4条第1項各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合には、法第16条第1項の規定により、出願者に対し、別記様式2により出願品種の名称の変更を命じる。
- ウ 出願公表された出願品種の名称の変更を命じた場合であって、変更された出願品種の名称が法第4条第1項各号のいずれにも該当しないときは、出願の番号及び年月日、出願公表の年月日並びに変更前の出願品種の名称及び変更後の出願品種の名称を官報に告示するとともに、同項目を記載した書類を知的財産課に備え置いて縦覧に供する。
- エ 出願品種の名称の変更を命じられた者が品種名称変更届を農林水産大臣に提出する期限は、命令の施行日から30日以内とする。期限内に新たな名称が提出されなかった場合には、法第17条の規定により出願の拒絶の手続を行う。

### 3 補正命令

- (1) 出願が法第12条第1項各号のいずれかに該当する場合には、別添3の「補正命令の指針」（以下「補正命令の指針」という。）に従い、出願者に対して自主的な補正を求め、又は別記様式1により補正を命じるものとする。また、出願者に対して自主的な補正を求めたにもかかわらず、1か月を経過しても補正が行われない場合には、別記様式1により補正を命じるものとする。なお、方式の違反が軽微なものであって、出願公表に支障がないものにあつては、出願者又はその代理人に確認の上、知的財産課審査官又は審査専門職（以下「審査官等」という。）の職権により補正を命じないで処理することができる。
- (2) 審査官等は、職権により補正の処理をした場合には、願書及び知的財産課電子情報処理組織（以下「VIPS」という。）に記録を残すものとする。
- (3) 補正を命じられた者が出願補正書を農林水産大臣に提出する期限は、別記様式1の別紙に定める期限とする。期限内に出願補正書が提出されなかった場合には、法第12条第2項の規定により出願の却下の手続を行う。

### 4 出願の却下

- (1) 補正を命じられた出願者が、正当な理由なく指定した期間内にその補正をしないとき又は出願者によってなされた補正によってもなお法第12条第1項第1号に該当する場合は、その出願を却下する。ただし、写真、外国出願に係る証明書等に関する補正であつて、出願者から書面で提出期限が示され、その期限が妥当であると判断される場合には、原則として1回に限り、指定した期

間を延長することができる。

- (2) 出願の却下は、出願者に対し、別記様式3により通知して行う。なお、出願公表された出願を却下した場合にあっては、このほか、却下した出願の番号、出願公表の年月日及び却下の年月日を官報に告示する。

### 第3 出願公表

- 1 出願公表は、願書を受理した後、方式審査及び名称審査を実施した出願（法第12条第1項の規定により補正をすべきことを命じた場合にあっては、その補正が行われた出願）について、遅滞なく行う。
- 2 出願公表は、出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称並びに出願公表の年月日を官報に告示することによって行う。
- 3 出願公表をした品種については、出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称並びに出願公表の年月日を記載した書類を知的財産課に備え置いて縦覧に供する。

### 第4 審査の実施

#### 1 審査の順序

審査は、農林水産植物の種類ごとに、原則として出願の受理順に行うものとする。ただし、出願者への資料要求又は補正命令、気象災害等により審査が中断している場合にあっては、この限りでない。

#### 2 審査の基準

- (1) 特性審査は、別添4の「区別性、均一性及び安定性（DUS）審査のための一般基準」（以下「一般基準」という。）及び別添5の「種別審査基準の作成について」により別途定める「種別審査基準」（以下「種別審査基準」という。種別審査基準が定められるまでの間は、種苗特性分類調査の報告書。以下同じ。）に従い、実施する。なお、一般基準の定めと種別審査基準の定めとが異なる場合には、後者に従い実施する。
- (2) 名称審査は、品種名称審査基準に従い、実施する。
- (3) 一般基準、種別審査基準及び品種名称審査基準は、植物の新品種の保護に関する国際同盟（以下「UPOV」という。）テストガイドライン基準等の改定、審査技術の向上、育種の動向等に応じ、学識経験者の意見等を踏まえ改定することができる。

#### 3 審査の実施

- (1) 審査及び審査結果の取りまとめは、審査官等が行うものとする。
- (2) 審査官等が出願について利害関係を有するときは、当該審査官等に当該出願に係る審査及び審査結果の取りまとめを担当させてはならない。

#### 4 資料の請求

法第15条第1項の規定による資料の請求は、別記様式4によるものとする(ただし、第5の6の(1)のエの(イ)の規定による栽培試験の通知と併せて種苗の提出を命ずる場合には、別記様式11によるものとする。)。資料の提出期限は、次の表の中欄に掲げる資料についてそれぞれ同表の右欄に掲げるところにより定めるものとする。正当な理由なく定められた提出期限までに資料が提出されなかった場合には、法第17条の規定により拒絶の手続を行う。ただし、当該提出期限までに、資料を提出できない理由を付して出願者から書面で期限延長の申出がされ、その理由が正当であると判断されるときは、原則として1回に限りそれぞれ同表の右欄に定める期限の範囲内で提出期限を延長することができる。この場合において、正当な理由とは、台風等の広域的な自然災害により当該植物体が損壊した場合等不可抗力によるもの及びこれと同等とみなされるものをいう。

- (1) 植物体の栽培を必要とする資料 原則として12か月以内で指定する期限
- (2) (1)に掲げる資料以外の資料 30日以内で指定する期限

### 第5 特性審査の手続

#### 1 特性審査方法の検討

- (1) 知的財産課種苗室長(以下「種苗室長」という。)は、出願を受理した場合には、遅滞なく、審査計画案を作成するものとする。
- (2) (1)の検討をするに当たっては、特性審査を行う農林水産植物について、地域性の程度、特別な施設、技術等の要否、特性審査に要する期間の程度等を総合的に勘案し、栽培試験、現地調査又は資料調査を選択するものとする。ただし、現地調査又は資料調査を選択する場合には、次に掲げるところによるものとする。

ア 現地調査の場合は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (ア) 出願者等において、種類別審査基準に基づいて信頼性のある試作が可能であると認められること。
- (イ) 適切な時期に現地調査を実施すれば、審査上必要な特性についての調査を対照品種と比較して実施することが可能であると認められること。
- (ウ) その特性の調査をすべき時期が現地調査の実施時期と異なる特性については、出願者において信頼性のある資料の提出が確実に行われると認められること。

イ 資料調査の場合は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (ア) 出願品種が、種苗法施行令(平成10年政令第368号)第4条に規定

する国立研究開発法人、公立試験研究機関又は知的財産課長がこれらと同等と認める機関等（以下「試験研究機関等」という。）において、種類別審査基準に従い、2年以上の特性試験により検定されたものであること。

(イ) 形質のうち、種類別審査基準において計測によるものと指定された形質については、願書等に記載された出願品種及び対照品種の特性値が適切であることを証明する実測値の資料が提出されていること。

(ウ) 形質のうち、種類別審査基準において観察によるものと指定された形質については、願書等に記載された出願品種及び対照品種の特性が適切であることを判断することができる写真、標本等の資料が提出されていること。

(エ) 出願品種について、均一性及び安定性を審査するための資料が提出されていること。

ウ 出願品種について、UPOV同盟国の審査当局により審査報告書が作成されている場合であって、種苗室長の求めに応じて当該審査当局から審査報告書が提供されたときは、特性審査は、栽培試験又は現地調査を実施せずに資料調査により行うことができる。

## 2 特性審査計画の作成

(1) 知的財産課長は、1の(1)の審査計画案に従い、別記様式5により特性審査計画を作成するものとする。

(2) 知的財産課長は、必要に応じて特性審査計画を変更することができるものとする。

(3) 栽培試験を行う種類のうち、願書の提出の締切日を設定した種類については、原則として、締切日までに提出された出願品種を次期栽培試験計画の対象とするものとする。

## 3 栽培試験計画の通知

知的財産課長は、特性審査計画において栽培試験計画を定めた場合又はこれを変更（取下げ、拒絶等による変更を含む。）した場合には、別記様式5の③により国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）種苗管理センター（以下「センター」という。）所長に対し、通知するものとする。

## 4 栽培試験の実施方法の策定

### (1) 栽培試験の実施方法の策定

センター所長は、3の通知があったときは、当該栽培試験計画に従い、出願品種ごとに栽培試験の個別の実施方法を策定し、知的財産課長に対し、速やかに別記様式6により通知するものとする。ただし、(3)の委託による栽培試験

を行う出願品種にあつては、農林水産大臣の同意を得た後に栽培試験の個別の実施方法を策定するものとする。

(2) センター所長は、(1)により策定した出願品種の栽培試験の個別の実施方法に関し、対照品種を選定した場合には、速やかにVIPSに対照品種を入力するものとする。

### (3) 委託による栽培試験

ア 理事（種苗管理担当）（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）第10条第3項の規定に基づき、理事のうちから理事長が指名する者一人をいう。以下同じ。）は、3の栽培試験計画に記載された出願品種について、法第15条第5項の規定により栽培試験を関係行政機関、学校その他適当と認める者に依頼するときは、あらかじめ別記様式7により農林水産大臣の同意を求めるものとする。

イ 農林水産大臣は、アにより理事（種苗管理担当）から同意を求められたときは、栽培試験の委託先の適否を検討し、その結果を別記様式8により理事（種苗管理担当）に通知するものとする。

### (4) 栽培試験の実施方法の変更

センター所長は、(1)により策定した栽培試験の実施方法を変更したときは、知的財産課長に対し、別記様式9により通知するものとする。

## 5 現地調査の実施方法の策定

知的財産課長は、現地調査を実施することとなった出願品種について、別記様式10により現地調査の個別の実施方法を策定するものとする。

## 6 特性審査の実施手続

### (1) 栽培試験

ア 当該出願品種の利害関係者の排除

栽培試験は、当該出願品種の出願者、育成者等の利害関係者に実施させてはならない。

イ 栽培試験方法の決定

栽培試験は、種類別審査基準で定める標準栽培試験方法に従い、行うものとする。

ウ 知的財産課とセンターとの間での情報共有

知的財産課とセンターは、VIPSの活用等により、出願、登録その他必要な事項に関する情報を共有し、業務の効率化及び適正化に努めるものとする。

エ 出願者への栽培試験実施の通知

(ア) 栽培試験を実施するに当たっては、4の(1)の実施方法に従い、出願者に対し、別記様式11により栽培試験の実施機関、開始予定時期その他必要な事項を通知するものとする。

- (イ) 栽培試験のため必要な場合には、(ア) の通知と併せて、第4の4に規定するところにより資料の提出を命ずることができる。
- (ウ) (イ) の場合において、種苗の提出を命ずるときは、出願番号、農林水産植物の種類名、送付すべき種苗の品種名称、数量及び形態並びに必要な資料等の送付時期を明示して行うものとする。
- (エ) 農林水産大臣は、指定された数量及び形態の種苗が、期限までに提出されない場合には、種苗法第17条第1項第2号の規定により当該出願を拒絶するための手続を行わなければならない。ただし、上記(ア) の通知から提出期限までの間に、出願者から種苗等の送付について遅延申請があり、かつ、その理由が正当と認められる場合には、原則として1回に限り、その後の栽培試験の実施について見直すものとする。この場合において、正当な理由とは、台風等の広域自然災害による当該種苗の損壊等不可抗力によるもの及びこれと同等とみなされるものをいう。
- (オ) 理事(種苗管理担当) は、栽培試験終了後、今後の出願品種の審査において対照品種又は標準品種として使用する目的で保管する必要のあるものを除き、当該種苗を廃棄するものとする。また、法第15条第5項の規定により栽培試験を委託する場合にあっては、理事(種苗管理担当) は、委託先が栽培試験終了後に当該種苗を廃棄する旨を委託契約書に明記するものとする。

#### オ 栽培試験実施に係る支障等の通知等

- (ア) 理事(種苗管理担当) は、3の通知後、栽培試験の実施に支障が生じ、種苗法施行規則(平成10年農林水産省令第83号。以下「規則」という。)第11条の2第2項に基づき農林水産大臣に通知するときは、別記様式12により行うものとする。
- (イ) 知的財産課長は、(ア) により理事(種苗管理担当) から農林水産大臣宛て通知があったときは、センター所長に対し、速やかに別記様式13によりその対処方法等について通知するものとする。

#### カ 栽培試験結果の報告

理事(種苗管理担当) は、規則第11条の2第3項の規定による栽培試験の結果の報告を、おおむね当該栽培試験終了後3か月以内に行うものとする。

### (2) 現地調査

#### ア 現地調査員

- (ア) 法第15条第3項の規定により現地調査の依頼をする場合には、現地調査員を大学教授、試験研究機関等の職員等であって、育種等についての知識及び経験が豊富な者の中から選定するものとし、2年間を任期として依頼するものとする。ただし、再任を妨げない。
- (イ) (ア) の依頼は、次に掲げるところにより行う。
  - ①知的財産課長は、現地調査を依頼する者の選定案を作成するものとする。

②農林水産大臣は、①の選定案に基づき現地調査を依頼する者を決定し、別記様式15により依頼するものとする。

(ウ) (ア) による依頼を受けた者 (以下「現地調査員」という。) は、農林水産植物に関する専門的見地から出願品種の審査に関する助言等を行うものとする。

(エ) 出願について利害関係を有する者を、当該出願の現地調査員に選定してはならない。

#### イ 栽培方法の決定

現地調査により審査を行う場合に出願者に指示する栽培方法は、種類別審査基準において定められた当該植物の特性検定のための標準栽培試験方法とする。

#### ウ 出願者への事前の指示等

(ア) 農林水産大臣は、出願者にあらかじめ別記様式16により上記5の実施方法の計画を通知するとともに、法第15条第1項の規定により出願品種の植物体の提出を命じる。また、知的財産課長は、出願者に対し、調査の直前に別記様式17により現地調査の実施について通知するものとする。

(イ) 農林水産大臣は、出願者が正当な理由なく現地調査を拒んだ場合には、法第17条第1項第2号の規定により当該出願の拒絶の手続を行わなければならない。ただし、現地調査計画の通知後、出願者から速やかに現地調査の延期について申請があり、かつ、その理由が正当と認められる場合には、原則として1回に限り、12か月以内で期限の延長を認めることができるものとする。この場合において正当な理由とは、台風等広域的な自然災害等による現地調査ほ場の損壊等不可抗力によるもの及びこれと同等とみなされるものをいう。

#### エ 現地調査員への通知

知的財産課長は、担当現地調査員に対し、別記様式18により現地調査の実施について通知するとともに、必要な資料を送付するものとする。

#### オ 現地調査の実施において審査官等が行う業務

(ア) 事前に出願者において調査した特性について、計測値、観察結果その他の資料により出願者による調査が適切に行われたか等について検討すること。

(イ) 現地調査は、既存品種と区別される特性が調査可能な時期に実施することとし、調査適期が現地調査の実施時期に当たる特性については、出願者等の立会いを得て審査官等が、必要に応じて現地調査員とともに、特性の調査を行うこと。

(ウ) 調査適期が現地調査の実施時期以外に当たる特性については、現地調査の実施時に、出願者等に対し、形質の種類、調査方法、提出資料、標本



等について必要な指示を行い、調査結果等を審査官等に送付するよう指示すること。

(エ) 均一性については、一般基準の第4に従い、繁殖の方法及び異型の数を調査すること。

(オ) 安定性については、出願品種の育成の経過、形質の固定経過、年数等について出願者から聞き取りを行い、一般基準の第5に従い、調査すること。

(カ) その他出願品種の審査に必要な事項について聞き取り等必要な調査を行うこと。

### (3) 再試験又は再調査

ア 知的財産課長は、次のいずれかに該当する場合には、更に栽培試験又は現地調査を実施することができるものとする。

(ア) (1) エ(エ)により栽培試験の実施について見直すこととされたとき。

(イ) (2) ウ(イ)により現地調査の期限の延長を認めたとき。

(ウ) 規則第11条の2第2項の規定に基づく通知、栽培試験に係る報告書又は現地調査の結果を精査し、当該出願品種が品種登録の要件を満たしているか否かの判断が困難であると認めたとき。

イ アに該当することとなった場合には、知的財産課長は、出願者に対し、別記様式14により再試験又は再調査を行う旨、再試験又は再調査を行う理由その他必要な事項を通知するものとする。

### (4) 資料調査

資料調査は、出願者から提出された出願品種の特性調査データ、写真、植物体等の資料又はUPOV同盟国の審査当局が作成した審査報告書により実施するものとする。

## 7 審査結果の取りまとめ

審査官等は、審査に必要な資料が整った後、おおむね3か月以内（特段の事情がある場合は6か月以内）に出願品種の審査結果を取りまとめ、当該品種の品種登録の可否について知的財産課長の決裁を得るものとする。

## 第6 提供された情報の処理

審査官等は、出願公表以降品種登録までの間に出願品種についての情報の提供があった場合には、その内容を検討し、必要があると認められるときは、情報提供者に対して追加の資料の提出又は説明を求め、当該情報を審査結果のとりまとめに反映させることができるものとする。

## 第7 出願の拒絶等

### 1 拒絶

- (1) 審査において法第17条第1項の規定により出願を拒絶すべき事由が認められる場合には、同条第2項の規定により、出願者に対し、速やかに別記様式19により当該拒絶の理由を通知するとともに、拒絶の理由の通知の施行日から60日を期限として意見書を提出する機会を与えるものとする。
- (2) 拒絶の理由の通知は、通知書をもって出願者に到達を確認することができる方法により行うものとする。
- (3) 期限内に意見書が到達した場合には、審査官等は速やかにその内容を検討し、審査の再開又は拒絶について知的財産課長の決裁を得るものとする。
- (4) 審査を再開する場合には、別記様式20により出願者に通知するものとする。
- (5) 意見書が期限内に到達しなかった場合又は到達した意見書によっても通知した拒絶理由が正当と認められる場合には、出願者に対し、別記様式21により出願の拒絶を通知するとともに、その旨を官報に告示するものとする。

## 2 取下げ等

出願の放棄又は取下げの申出があった場合には、その旨を官報に告示する（出願公表後の放棄又は取下げに限る。）とともに、知的財産課長は、出願者に対し、別記様式22により放棄又は取下手続を完了した旨を通知する。

## 第8 提出された種子又は菌株の取扱い等

### 1 保管方法の規定

出願の際に出願者から提出された種子又は菌株の保管方法は、別添6「品種登録種子・菌株の取扱いについて」に定めるところによるものとする。

### 2 保管種子又は菌株の使用等

当該種子又は菌株は、次に掲げる場合に限り使用することができる。

- (1) 保管のために行う種子の発芽率の調査及び種菌の生存等の確認調査を行う場合
- (2) 知的財産課長が当該出願品種又は他の出願品種の審査を行う上で必要と認めた場合
- (3) 法第47条の登録品種の調査に使用する場合
- (4) 育成者権に係る裁判に関連して、登録品種の特性等を確認するため、裁判所又は出願者、育成者権者若しくはこれらの者の代理人から保管種子又は種菌の使用に係る依頼を受け、知的財産課長が適当と認めた場合

## 第9 審査資料の処理・保管

### 1 資料の処理・保管

次に掲げる資料は、出願品種1件ごとに整理し、登録、拒絶、却下等の処理別・処理順に整理して保管するものとする。

- (1) 願書
- (2) 審査結果
- (3) 栽培試験、現地調査の報告書
- (4) 資料等を請求した文書（名称変更、補正命令等を含む。）の写し及び提出された資料等
- (5) 栽培試験又は現地調査を実施するに当たって、出願者、栽培試験実施機関、現地調査員及び関係機関へ通知した文書の写し
- (6) 情報提供の関係資料

## 2 審査経過の記録

審査官等は、当該出願品種の審査経過を記録するとともに、V I P Sに入力するものとする。

## 別添 1

### 未譲渡性審査基準

#### 第 1 趣旨

この基準は、すべての農林水産植物に共通する審査基準として、出願品種について、法第 4 条第 2 項の規定による未譲渡性の要件を判定するための基準を定めたものである。

#### 第 2 未譲渡性の判定に関する基準

- 1 未譲渡性は、出願品種の種苗又は収穫物について、法第 4 条第 2 項本文の規定（国内において出願の日から 1 年さかのぼった日前に、外国においてその出願の日から 4 年（規則第 2 条で定める木本の植物は 6 年）さかのぼった日前に、それぞれ業として譲渡されていたか否か。）に該当するか否か、及びこれに該当する場合には、同項ただし書の規定（試験若しくは研究のため又は育成者の意に反して譲渡されたものであるか否か。）に該当するか否かにより判定する。
- 2 法第 4 条第 2 項本文の規定に該当するか否かの判定は、次の基準により行う。
  - (1) 「譲渡」とは、育成者又はその地位の承継人の意思に基づき第三者に対して所有権を移転（これらの者の同意を得て第三者が譲渡する場合を含む。）することをいい、これが有償であるか無償であるかを問わないものとする。
  - (2) 「譲渡」の日とは、出願品種の種苗又は収穫物の所有権が移転された日とする。審査上、「譲渡」の日を確定する必要があると認められる場合には、当該譲渡に係る契約書、経緯等について調査を行うものとする。
  - (3) 「譲渡」の客体は、出願品種の種苗又は収穫物（植物体の全部又は一部をいう。以下同じ。）とする。
  - (4) 「業として」とは、反復又は継続の意思をもって同種の行為を行うことをいい、これが有償であるか無償であるかを問わないものとする。
  - (5) 出願の日から 1 年（外国における譲渡にあつては 4 年、規則第 2 条で定める木本の植物にあつては 6 年。以下同じ。）さかのぼった日は、願書が農林水産大臣に到達した日を「出願の日」とした上、当該出願の日の前日の 1 年前の応当日の翌日を「出願の日から 1 年さかのぼった日」とする。「出願の日から 1 年さかのぼった日」が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他の休日に当たる場合であっても同様とする。
  - (6) 以上により、出願の日から 1 年さかのぼった日の午前零時より前に出願品種の当該種苗又は収穫物が譲渡されていた場合には、未譲渡性の要件を満たさないものと判定する。
- 3 法第 4 条第 2 項ただし書の規定に該当するか否かの判定は、次の基準により行う。

(1) 法第4条第2項本文の規定に該当する譲渡が試験又は研究のためのものである場合

- ① 「試験若しくは研究のため」の譲渡とは、品種の植物体としての試験研究を目的とする譲渡をいい、個別の譲渡の実態に即して判定する。なお、品種の経済性や市場調査のために行われる試験販売は、「試験若しくは研究のため」に該当しないものとして判定する。
- ② 試験研究の過程における副産物たる収穫物を譲渡した場合には、当該副産物に係る品種が特定できない状態で、かつ、種苗としての転用が困難な形態で譲渡するときに限り、「試験若しくは研究のため」の収穫物の譲渡として判定する。

(2) 法第4条第2項本文の規定に該当する譲渡が育成者の意に反してされたものである場合

- ① 「育成者の意に反してされた」か否かは、育成者又はその承継人の意思（黙示の意思を含む。）に反してされたか否かにより判定する。
- ② 複数の育成者のうち一部の者のみの意思に基づいて出願品種の種苗又は収穫物が業として譲渡された場合には、「育成者の意に反してされた」に該当しないものとして判定する。

## 別添 2

### 品種名称審査基準

#### 第1 趣旨

この基準は、出願品種の名称が法第4条第1項各号の規定に該当するかを判定するための基準を定めたものである。

#### 第2 通則

出願品種の名称は、次のいずれかに該当する場合には、品種登録することができない。

##### 1 一つの名称

一つの出願品種について一つでないとき

##### 2 種苗又は類似商品の登録商標

出願品種の種苗に係る登録商標又は当該種苗と類似の商品に係る登録商標に同一又は類似のものであるとき。

##### 3 種苗又は類似商品に関する役務の登録商標

出願品種の種苗又は当該種苗と類似の商品に関する役務に係る登録商標に同一又は類似のものであるとき。

##### 4 出願品種の誤認及び識別に関する混同

次のいずれかに該当し、出願品種に関して誤認を生じ、又はその識別に関して混同を生ずるおそれがあるとき。

###### (1) 文字等及びその認識・再生

###### ア 文字等

漢字、平仮名、片仮名、アルファベットの文字、数字等以外で構成されているもの又は数字のみで構成されている名称であるとき。ただし、当該出願品種が交雑品種の親品種、中間母本その他特定の者のみを使用する品種であるときには、この限りではない。

###### イ 使用文字等の認識・再生

極端に長い名称など、一般的な使用者が会話又は文書により認識・再生することが困難な名称であるとき。

###### (2) 特性等の誤認

###### ア 非有特性

実際には有していない特性を有しているかのような誤解をあたえるおそれのある名称であるとき。

###### イ 特性のみからなる名称等

出願品種が属する種類に属する他の品種が同じ特性を有している又は有する可能性のある特性について、当該出願品種のみがその特性を有しているかのような誤解をあたえるおそれのある名称であるとき。

ウ 品種由来

事実に反して、他の品種に由来し、又は関係するという誤解をあたえるおそれのある名称であるとき。

エ 品種の価値等

比較級若しくは最上級、その他品種の価値を誤認するおそれがある呼称からなる、又はそのいずれかを含む名称であるとき。

オ 育成者

育成者の同定・識別について混同を生じるおそれがある名称であるとき。

(3) 既存品種の名称

規則第17条に規定する類似の農林水産植物に属する他の品種（以下「他の品種」という。）の名称に同一又は類似のものがあるとき。ただし、当該他の品種が既に栽培されておらず、かつ、当該他の品種の名称が特別の重要性を有していない場合であって、出願品種に関して誤認を生ずるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

(4) その他知的財産権等

第2の2及び3のほか、次のいずれかに該当するとき。

ア 国際機関名

国際条約によって商標又はその一部として使用することが排除されている国際機関の名称若しくは略称と同一又は類似の名称を用いているとき。

イ 著名な人名

特定の個人を示す、又は著名な人名と同一若しくは類似の用語を含むことにより、明らかに当該個人又は著名な人名の権利を侵害するおそれがある名称であるとき。ただし、本人等の了解があるときは、この限りではない。

ウ その他

その他出願品種の種苗を業として販売する際に使用が禁止されるおそれがあるとき。

(5) その他識別性

その他、品種の同定・識別を著しく困難にするおそれがあるとき。

(6) 社会通念

社会通念上使用することが適当でない名称であるとき。

(7) 外国先出願の品種の名称との同一性

種苗法第10条第1号及び第2号に規定する「締約国等」及び「同盟国」（以下「同盟国等」という。）において先に出願されている品種であって、我が国において出願されている品種の名称が同盟国等において出願されている品種名称と異なるとき（日本語に翻訳された場合を含む。）。ただし、出願品種の名称が

同盟国等において出願されている品種名称と同一であっても、第2の2から4までに該当するときには、この限りでない。なお、同法第10条第3号に規定されている国において先に出願されている品種であって、他の同盟国等に出願されていないものについては、本項を適用し、同盟国等と同様に取り扱うものとする。

### 第3 名称の一連性

同一の育成者又は出願者による複数の出願品種について、第2の4の(2)のウ及びオの判定に当たっては、名称の一連性をしんしゃくするものとする。



## 別添3

### 補正命令の指針

品種登録出願が、次のいずれかに該当せず、方式の違反がある場合には、本要領第2の3に従い、出願の自主補正を促すとともに速やかな提出を求め、補正を命じ、又は方式の軽微な違反については職権により処理するものとする。

#### 第1 願書

##### 1 様式等

願書は、規則別記様式第1号により日本語で作成されている。

##### 2 出願料

正本に出願料として47,200円分の収入印紙がちょう付されており、収入印紙は消印されていない、又は、出願料47,200円を電子納付している。

##### 3 願書を提出する者

- (1) 代理人により出願する場合、代理人全員の住所又は居所及び氏名又は名称が記載されている。なお、2人目以降の代理人を願書別紙を用いないで記載している場合並びにフリガナ欄、電話番号欄及びチェック欄の記載に不備がある場合については、軽微な違反として処理することができる。
- (2) 代理人が法人である場合には、代表者氏名の欄に代表者の氏名が記載されている。

##### 4 出願者

- (1) 出願者全員の住所又は居所及び氏名又は名称が記載されている。  
なお、2人目以降の出願者を願書別紙を用いないで記載している場合並びにフリガナ欄、ローマ字表記欄、電話番号欄及びチェック欄の記載に不備がある場合については、軽微な違反として処理することができる。また、住所又は居所の記載が住民票、商業登記簿等の公簿上の表記どおり正確に記載されていない場合については、軽微な違反として処理することができる。
- (2) 出願者が法人である場合には、その名称及び代表者名の欄に代表者の氏名が記載されている。また、その名称に法人の法的性質を表す文字を含まないものであるときは、別添様式に「〇〇法に基づく法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質が判るように記載されている。
- (3) 共同出願の場合であつて、願書別紙に持分が記載されているときは、出願者全員の持分の合計が1となるよう記載されている。

## 5 農林水産植物の種類

(1) 農林水産植物の種類について、規則第5条第1項及び別表第2に従い、学名及び和名が正しく記載されている。

なお、学名若しくは和名のいずれか一方が正しく記載されている場合又は学名及び和名の誤字脱字等を考慮しても各記載が同一の農林水産植物の種類を指す趣旨であることが明らかであると認められる場合には、軽微な違反として処理することができる。

(2) 出願品種の属する農林水産植物の種類が規則別表第2に掲げられていない場合にあつては、軽微な違反として処理し、審査官等が該当する学名を調査の上、願書及び説明書に記載する。

## 6 品種名称

出願品種の名称が明瞭に記載されている。

なお、フリガナ欄及びローマ字欄の記載不備については、軽微な違反として処理することができる。

## 7 育成者

出願品種の育成者については、育成者全員の氏名及び住所が記載されている（出願者と育成者が同一人である場合を除く。）。

なお、2人目以降の育成者を願書別紙を用いないで記載している場合並びにフリガナ欄、ローマ字欄及びチェック欄の記載に不備がある場合には、軽微な違反として処理することができる。

## 8 その他

願書の6、7及び8については、該当する場合には、それぞれその内容が明確にわかるよう記載されており、該当する又はしないが明らかにされている。

なお、6の2件目以降の出願先を願書別紙を用いないで記載している場合及びチェック欄の記載に不備がある場合には、軽微な違反として処理することができる。

## 第2 提出物件及び添付書面

### 1 提出物件及び添付書面

別添様式の3及び「提出物件及び添付書面の目録」の記載と、提出物件及び添付書面が一致している。

なお、不足する提出物件又は添付書面がなく、目録のチェック欄に記載に不備があるにとどまる場合には、軽微な違反として処理することができる。

### 2 委任状

代理人出願の場合には、委任状が添付されている。

### 3 印鑑登録証明書

委任状又は承継人であることを証明する書面に押印されている場合には、当該押印された印鑑の印鑑登録証明書が添付されている（押印については、氏名を自署している場合を除く。）。

### 4 翻訳文

委任状、承継人であることを証明する書面その他の添付書面が外国語により作成されている場合には、翻訳文が添付されている。

### 5 優先権

優先権を主張する場合には、当該優先権主張の基礎となる出願があったことを証明する書面が添付されている。

### 6 承継人であることを証明する書面

出願品種の育成をした者の承継人が出願した場合にあっては承継人であることを証明する書面が添付されている。

### 7 国籍証明書

出願者が外国人である場合にあっては国籍を証明する書面が添付されている。

### 8 締約国及び同盟国外の出願者

出願者が締約国等及び同盟国のいずれにも属さない場合にあっては、次に掲げる書面のいずれか一が添付されている。

- (1) 出願者が日本国内に住所又は居所（法人にあっては、営業所）を有することを証明する書面
- (2) 出願者が締約国等又は同盟国に住所又は居所（法人にあっては、営業所）を有することを証明する書面
- (3) 出願者の属する国が、日本国民に対し品種の育成に関してその国民と同一の条件による保護を認めていること又はその国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件に日本国民に対し当該保護を認めていることを証明する書面及び当該国が出願品種につき品種の育成に関する保護を認めるものであることを証明する書面

### 9 種子又は種菌

- (1) 種子又は種菌を種苗とする品種の出願にあっては、願書に種子又は菌株の理事（種苗管理担当）への送付年月日が記載されている。
- (2) 理事（種苗管理担当）に、種子にあっては無処理のもの1, 000粒、菌株

にあつては試験管（18×180mm）に培養したもの5本が到達している。

### 第3 説明書

#### 1 問合せ先

問合せ先の記載に不備がある場合には、軽微な違反として処理することができる。

#### 2 育成方法

育成方法欄に、品種名、系統名等育種素材が十分特定できる程度に記載されている。発見及びその検定については、発見場所及びその状況、完成までの過程等、出願品種が育成されたものであることがわかるように具体的に記載されている。

#### 3 繁殖方法

出願品種の繁殖方法欄の該当する口に「レ」が記載されており、その他を選択した場合にあつては、その繁殖の方法が具体的に記載されている。

#### 4 出願品種の形質及び特性

「出願品種の形質及び特性」欄が、種類別審査基準に従い、記載されている。該当する審査基準がない植物にあつては、類似する植物の審査基準を準用して、主要な形質を少なくとも10種類程度選択して作成されている。

#### 5 類似品種と明確に区別されることとなる出願品種の形質及び特性

「類似品種と明確に区別されることとなる出願品種の形質及び特性」欄に、類似品種名が記載され、当該類似品種と出願品種の特性の主要な相違点について形質ごとに記載されている。

#### 6 主たる用途

追加情報の出願品種の主たる用途が記載されている。

#### 7 植物体の写真

出願品種の植物体の写真は、次の種類について、出願品種の特徴が顕著に現れる時期に撮影したキャビネ判程度の明瞭なカラー写真が、出願品種の名称、撮影年月日及び撮影場所を付して提出されている。

- (1) 植物体全体（根部を利用する植物以外の植物である場合には、地上部のみで可）の写真
- (2) 主として花を観賞する植物である場合には、花の全体の形状及び着生の状況が明瞭にわかる写真並びに花の拡大、分解等を行って、花卉等の花の各部位の色、模様その他の形状が明瞭にわかる写真
- (3) 主として果実を利用する植物である場合には、その表面及び内部の形状が明

瞭にわかる写真

(4) 花及び果実以外の部位を主として利用する植物である場合には、主として利用される部位の形状が明瞭にわかる写真

(5) その他可視的に顕著な区別性が認められる出願品種の特性がわかる写真

#### 8 種子又は種菌を種苗としない品種

種子又は種菌を種苗としない品種にあつては、植物体の維持及び保管の場所及び方法欄に、「何県、何郡、何町、大字何、字何の出願者所有の温室内」等、原木、親株等を保管している場所及び保管方法が具体的に記載されている。

#### 9 現地調査の場所

現地調査が可能な日本国内の栽培場所、当該栽培場所への交通機関及び最寄り駅が記載されている。

#### 10 作型

露地、施設の該当する□に「レ」印が記入され、施設の場合には施設の種類が記載されている。また、「(a) は種、植付け等の適期」欄及び「(b) 開花期、収穫期その他出願品種の特性の把握に適した生育ステージの時期等」欄が記載されている。

## 別添 4

### 区別性、均一性及び安定性（DUS）審査のための一般基準

#### 第1 趣旨

この基準は、法第3条第1項各号に規定にする出願品種の区別性、均一性及び安定性を判定するため、すべての農林水産植物に共通して適用される基準を定めたものである。

#### 第2 DUS審査の基本となる形質

- 1 区別性、均一性及び安定性の審査に用いる形質は次の項目をすべて満たすものとする。
  - (1) 一定の遺伝子型又はその組合わせの結果発現するもの
  - (2) ある環境条件の下で、十分な一貫性と再現性があるもの
  - (3) 品種間で区別性を確定できる十分な違いがあるもの
  - (4) 詳細な定義及び認識が可能なもの
  - (5) 法第3条第1項第2号に規定する均一性の要件を満たすもの
  - (6) 法第3条第1項第3号に規定する安定性の要件を満たすもの
- 2 区別性、均一性及び安定性の審査に必要な植物体の数、栽培年数等の栽培試験その他の試験にかかる設計は、種類別審査基準に定めるところによるものとする。

#### 第3 区別性の判定に関する基準

- 1 区別性の審査は、法第3条第1項第1号に規定する要件（品種登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた他の品種と特性の全部又は一部によって明確に区別されること）を満たすものであるか否かについて実施する。
- 2 「公然知られた他の品種」は、法第2条第2項に規定する「品種」に該当し、かつ、生きた植物体が存在するものでなければならない。
- 3 「公然知られた他の品種」のうち、特性データを比較することにより、出願品種と明確に区別することが可能である品種については、出願品種の栽培試験に含める必要はない。出願品種と明確に区別することができない場合には、直接栽培試験又はその他の適当な試験により出願品種と比較しなければならない。
- 4 2つの品種について、特性が同じであり、均一性の程度のみが違う場合には区別性があると認められない。
- 5 2つの品種について、特性の差異が一貫しており、かつ、明確である場合には区

別性があると認められる。

6 2つの品種の区別が明確であるか否かの判定方法については、遺伝学的な形質の種類（質的形質、擬似の質的形質又は量的形質）により異なる。

(1) 質的形質の場合

質的形質とは、植物の雌雄、倍数性等階級値が個々に不連続なものをいう。

質的形質について階級値が異なる場合には、品種間に区別性があると判定する。

(2) 擬似の質的形質

擬似の質的形質とは、例えば、形に関する形質で、ある程度連続して変異するが、直線的連続ではなく曲線等2次元以上の複雑な変異をするものをいう。

擬似の質的形質については、卵形、長円形、円形、倒卵形のように区切りを設けて質的形質と同様に取り扱う。原則として、擬似の質的形質の階級値が異なる場合には、区別性があると判定する。ただし、連続して変異することを考慮して、明確な差異があることを確認しなければならない。

(3) 量的形質

量的形質とは、植物の茎の長さのように直線的に連続して変異するものをいう。原則として、量的形質が1階級値の幅以上異なる場合には、区別性があると判定する。

7 色の識別については、RHSカラーチャートにより行う。

#### 第4 均一性の判定に関する基準

1 均一性の審査は、有性繁殖、栄養繁殖等の繁殖特性により予測することができる変異を除いて、法第3条第1項第2号に規定する要件（同一の繁殖の段階に属する植物体のすべてが特性の全部において十分に類似していること）を満たすものであるか否かについて実施する。

2 均一性の判定は次のとおり実施する。

(1) 栄養繁殖性品種及び完全自家受精品種の場合

異型個体の混入数が、繁殖された出願品種の個体数に応じ別表に掲げる最大混入許容数を超えないとき、均一性があると判定する。この場合の異型個体とは、出願品種と第3による区別性が認められる個体をいう。

(2) 主に自家受精する品種

種類別審査基準に定める基準に従い判定する。種類別審査基準に定めがない種類であってUPOVテストガイドラインが作成されている種類については、UPOVテストガイドラインに定める基準を準用する。UPOVテストガイドラインが作成されていない種類については、類似の種類の基準を準用する。

(3) 他家受精品種の場合

他家受精品種は、一般的に品種内の変異の幅が大きく、異型個体の判定が困難であることから、同一の種類に属する既存品種の変異の幅との相対的比較により判定する。

#### (4) 交雑品種の場合

交雑品種の均一性の評価は、次のとおり、交雑の種類ごとに異なる基準により判定する。

ア 近親交配系（主として自家受精する品種とみなす）由来の単交雑品種

（2）の基準により判定する。必要な場合には、自殖個体の許容量を追加して認める。

イ 両親の少なくとも一方が他家受精系の単交雑品種

（3）の基準により判定する。

ウ 多元交雑品種

（3）の基準により判定する。必要な場合には、自殖個体の許容量を追加して認める。

### 第5 安定性の判定に関する基準

1 安定性の審査は、法第3条第1項第3号に規定する要件（繰り返し繁殖させた後において特性の全部が変化しないこと）を満たすものであるか否かについて実施する。

2 安定性は、出願品種について、通常の方法によって増殖を繰り返した場合において、すべての繁殖の段階の個体が、第3による区別性の判定に係る特性を発現し、かつ、その均一性を維持しているか否かによって判定する。ただし、出願品種の育成の方法、第4の均一性の判定の結果等により安定性を判定し得る場合にあっては、これらにより安定性があると判定することができるものとする。



## 別表

## 均一性判定基準表

出願品種の個体数	最大混入許容数	出願品種の個体数	最大混入許容数
1～5	0	1329～1410	20
6～35	1	1411～1492	21
36～82	2	1493～1575	22
83～137	3	1576～1658	23
138～198	4	1659～1741	24
199～262	5	1742～1825	25
263～329	6	1826～1909	26
330～399	7	1910～1993	27
400～471	8	1994～2078	28
472～544	9	2079～2163	29
545～618	10	2164～2248	30
619～694	11	2249～2333	31
695～771	12	2334～2419	32
772～848	13	2420～2505	33
849～927	14	2506～2591	34
928～1006	15	2592～2677	35
1007～1085	16	2678～2763	36
1086～1166	17	2764～2850	37
1167～1246	18	2851～2937	38
1247～1328	19	2938～3000	39

## 別添5

### 種別審査基準の作成について

#### 第1 類別審査基準の作成

- 1 食料産業局長（以下「局長」という。）は、農林水産植物の種類ごとに、特性審査基準、標準栽培試験方法を含む種別審査基準（以下「基準」という。）を作成するものとする。
- 2 局長は、学識経験者の意見、栽培試験結果、出願者及び外国審査機関の提供資料、各種文献等を基に基準を作成するものとする。なお、UPOVテストガイドライン又はUPOV同盟国の審査基準と矛盾することのないよう努めるものとする。
- 3 局長は、必要に応じて別記様式23により理事（種苗管理担当）宛てに基準作成のための情報収集を依頼し、理事（種苗管理担当）は試験栽培等で得られた情報を別記様式24により局長に報告するものとする。
- 4 知的財産課長は、基準が作成されていない農林水産植物を出願する者に対し、当該植物に関する情報の提供を依頼することができるものとする。

#### 第2 基準

品種の特性を認定するための基準として、法第2条第2項の規定に基づき、農林水産大臣が定めた重要な形質に即して定めるものとする。

#### 第3 標準栽培試験方法

品種の特性を判定するための標準的な栽培方法をいい、試験規模、供試個体数、耕種方法等を定めるものとする。

## 別添6

### 品種登録種子・菌株の取扱いについて

#### 第1 趣旨

規則第4条の規定により、品種登録の出願の際に出願者から提出された種子及び菌株（以下「種子等」という。）の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

#### 第2 種子等の保管の目的

種子等は、品種登録の審査上重要な資料であり、登録期間が終了するまでの間、紛失、盗難等の事故を防止する必要がある、また、法第19条に定める品種登録の有効期間中、法第15条第2項に定める栽培試験及び法第47条に定める登録品種の調査に種子等を使用するため、当該種子等を保管するものとする。

#### 第3 種子等の受領

理事（種苗管理担当）は、出願者から提出された種子等（種子を種苗とする出願品種にあっては種子1,000粒、種菌を種苗とする出願品種にあっては菌株を培養した試験管5本）を受領する。

#### 第4 種子等の取扱い

##### 1 保管期間

- (1) 理事（種苗管理担当）が受領した種子等の保管期間は、以下のとおりとする。
  - ア 品種登録がされた品種にあっては、当該種子等の品種登録の有効期間が終了する日まで
  - イ 品種登録が拒絶され、又は取り消された品種及び出願公表後に取り下げられた品種にあっては、その旨が公示される日まで
  - ウ 出願が却下された品種及び出願公表前に取り下げられた品種にあっては、その旨の情報をセンター所長が受けた日まで
- (2) 品種登録された品種にあって、審査上必要があるときは、(1)の期間を超えて保管できるものとする。

##### 2 種子等の検査等

- (1) センター所長は、出願者から別記様式25により提出された種子等が無処理であるか否かを検査するとともに、種子の発芽率及び菌株の保管の適否を検査し、種子等が保管に適さないと認めたときは、知的財産課長に対し、別記様式26及び27によりその旨を報告するものとする。
- (2) 知的財産課長は、(1)の報告があった場合には、出願者に対し、別記様式28により提出された出願品種の種子等が保管に適さない旨を通知し、保管に適

する当該出願品種の種子等を再提出させるものとする。

- (3) 知的財産課長は、出願品種の審査のために菌株の鑑定が必要な場合には、センター所長に対し、別記様式29により、その鑑定を依頼する。センター所長は、知的財産課長に対し、別記様式30により菌株鑑定調書の写しを添付して報告するものとする。

### 3 種子等の使用等

- (1) 理事（種苗管理担当）は、種子等の保管期間中、知的財産課長に協議することなく当該出願品種の種子等を使用し又は引き渡してはならない。
- (2) 知的財産課長は、種子等の保管状態の調査、出願品種及び登録品種の調査等のため、種子等を使用する必要があるときは、センター所長に対し、その旨を通知するものとする。

### 4 種子等の補充

知的財産課長は、種子等を補充する必要がある場合には、出願者又は育成者権者から必要な種子等を提出させるものとする。

### 5 種子等の処分等

理事（種苗管理担当）は、1により種子等の保管を解除したとき及び2の（1）により保管に不適となったときは、当該種子等を処分するものとする。